

第 808号 第 2 回
昭和 6 年 11 月 1 日

第 2 回

市長 田 村 秀 雄
副市長 田 村 秀 雄
議員 田 村 秀 雄

① 代 田 村 員 委 査 査 市 主 部
② 柳 重 理 士 同

市 主 部 査 査 員 委 田 村 秀 雄
(告 白)

市 主 部 査 査 員 委 田 村 秀 雄
市 主 部 査 査 員 委 田 村 秀 雄

昭和 6 年 3 年度
第 2 回

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

議会事務局

2 監査の範囲

昭和 6 年 4 月 1 日から昭和 6 年 9 月 30 日までの間に
執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

昭和 6 年 10 月 1 日から昭和 6 年 10 月 27 日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた議会事務局に
おける事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行され
ているかどうかについて、監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 議会の財務に係る事務事業について

(3) 備品の管理状況について

II 監査の結果

予算の執行状況は、おおむね順調である。

議会費は、予算の88.8%（189,883千円）が人件費であり、その執行率は46.5%（88,365千円）である。

事務事業は議会運営費、議会事務費等に分かれている。これ等の財務に関する事務は適正である。

1 事務分掌は、次のとおりである。

庶務係

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 議会の予算及び経理に関する事。
- (3) 文書の収受、発送及び保管に関する事。
- (4) 議員の身分、資格得失、報酬及び費用弁償等に関する事。
- (5) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (6) 議会関係の条例、規則等の制定改廃に関する事。
- (7) 儀式、交際及び渉外に関する事。
- (8) 議長会及び局長会に関する事。
- (9) 議場その他議会関係各室の管理に関する事。
- (10) 議会乗用自動車の管理に関する事。
- (11) 備品及び消耗品の管理及び受払に関する事。
- (12) 議会日誌に関する事。
- (13) 議会関係の諸証明に関する事。
- (14) 議員の出欠及び出張に関する事。

(15) 議員共済会及び公務災害に関する事。

(16) 図書の閲覧に関する事。

(17) 議会関係の資料、統計等に関する事。

(18) 議会報の編集発行に関する事。

(19) 傍聴に関する事。

(20) 議案その他関係資料の配付に関する事。

(21) その他議事係に属さない事。

議事係

- (1) 会議の開催に関する事。
- (2) 請願及び陳情の受理及び処理に関する事。
- (3) 議案等の訂正及び撤回に関する事。
- (4) 公聴会に関する事。
- (5) 議決事項の処理及び報告に関する事。
- (6) 議事日程及び諸般の報告に関する事。
- (7) 質問通告に関する事。
- (8) 議員提出議案の作成に関する事。
- (9) 会議録の調製、印刷、配付及び保管に関する事。
- (10) 委員会及び協議会等の記録に関する事。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。

区分 \ 職名	局長	次長	係長	主事	運転手	合計
議会事務局	1	1	2	3	1	8
庶務係	—	—	1	1	1	3
議事係	—	—	1	2	—	3

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は、別表1「予算執行状況に関する調べ」のとおり、おおむね順調に執行されていると認められる。

議会費については、特定の歳入はない。歳出は事業費別予算の執行率の低い事務事業を重点に関係諸帳簿、書類を試査及び聴取した結果、支出負担行為、契約行為等法令に従い適正に執行されている。

以下、監査した事項について若干の記述をする。

(1) 超過勤務手当、休日給の支給について

関係計数は適正である。

(2) 費用弁償、旅費の支給について

関係計数は適正である。

(3) 資金前途、概算払金の管理及び事務処理について

ア 交際費は10万円～15万円程度の資金前途により処理されている。一カ月程度で精算されており適正である。

イ 議員の費用弁償、職員旅費の支給の内一部は、概算払いで支給されている。精算までの期間は10日前後で、

その事務処理は適正である。

(4) その他の費目については、執行残の比較的多い予算も見受けられたが、今後執行する予定である。

4 議会の財務に係る事務事業について

議員報酬の支払い、議会報の配付、各種業務委託契約、市政調査研究費交付金等の事務事業費は適正に執行されている。

5 備品の管理状況について

備品台帳の整備は、福生市物品管理規則に規り適正に管理記録されたい。

別表 1
歳 出

予 算 執 行 状 況 に 関 す る 調 べ

昭和63年9月30日現在

単位：円

款 項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	説 明
1 議 会 費	213,777,000	100,063,175	113,713,825	46.8	
1 議 会 費	213,777,000	100,063,175	113,713,825	46.8	
1 議 会 費	213,777,000	100,063,175	113,713,825	46.8	



福選発第 2375 号

昭和63年11月16日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市選挙管理委員会

委員長 吉 岡 喜代造

委員及び同補充員の選挙を行うべき事由の
発生について（通知）

福生市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行うべき事由
が生じるので、地方自治法第182条第8項の規定により通知し
ます。

- | | | |
|---|-----|--------------------------------|
| 1 | 理 由 | 任期満了のため |
| 2 | 任 期 | 昭和59年12月25日から
昭和63年12月24日まで |

3 委員及び同補充員

就任年月日	任期満了年月日	職 名	氏 名	生年月日	住 所
昭59.12.25	昭63.12.24	委 員	吉 岡 喜代造	大 9. 6. 9	福生市大字熊川759
"	"	"	板 寺 昌 一	大13.10.10	" 本町88
"	"	"	大 谷 光 利	大 6. 2. 25	" 志茂46
"	"	"	平 原 治 作	大10.11. 1	" 大字福生1210
"	"	補充員	天 野 悦 年	昭 5. 9. 23	" 大字熊川182
"	"	"	中 森 信 行	昭10. 4. 9	" 本町91
"	"	"	鈴 木 幸 恵	昭 2. 10.13	" 牛浜157-2
"	"	"	窪 田 成 司	昭 6. 4. 22	" 大字福生546

第四回福生市議会定例会会議録 (第十四号)

昭和六十三年十二月八日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一	出席議員は次のとおりである。	二	出席議員は次のとおりである。
一番	田村正秋君	二番	大森進君
四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君
十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君
一	出席議員は次のとおりである。	二	出席議員は次のとおりである。
三番	野口秀世君	六番	南木繁男君
九番	在原博君	十二番	原敏子君
十五番	齋藤巽君	十八番	小野久君
二十一番	東田治君	二十四番	村尾栄次君
二十七番	野口秀世君	三十三番	仲村清信君
三十三番	仲村清信君	三十三番	仲村清信君

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 須崎 進君

議事係長 島田 幸治君

臨時速記事
務補佐員

樋園 裕子君

出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君

事務部長 浅見 裕康君

収入役 高水 求君

教育長

企画財政部長 内田 和雄君

総務部長

市民部長 小野 光朗君

福祉部長 石川 和夫君

建設部長 森田 進君

教育長職務代理者

古谷 正夫君

監査委員 佐藤 喜一郎君

選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十三年第四回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 十二月八日（木）午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 議案第五十五号

日程第三 議案第五十六号

日程第四 議案第五十七号

日程第五 議案第五十八号

日程第六 議案第五十九号

日程第七 議案第六十号

日程第八 議案第六十一号

日程第九 議案第六十九号

日程第十 議案第七十号

日程第十一 議案第七十一号

日程第十二 議案第七十二号

昭和六十二年福生市一般会計決算認定について（審査報告）

昭和六十二年福生市国民健康保険特別会計決算認定について（審査報告）

昭和六十二年福生市老人保健医療特別会計決算認定について（審査報告）

昭和六十二年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について（審査報告）

昭和六十二年福生市下水道事業会計決算認定について（審査報告）

昭和六十二年福生市受託水道事業会計決算認定について（審査報告）

昭和六十二年福生市伝染病院組合会計決算認定について（審査報告）

福生市税賦課徴収条例の条例の一部を改正する条例

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

- 日程第十三 議案第七十三号
- 日程第十四 議案第七十四号
- 日程第十五 議案第七十五号
- 日程第十六 議案第七十六号
- 日程第十七 議案第七十七号
- 日程第十八 議案第七十八号
- 日程第十九 陳情第六十三—十六号

狭山火葬場組合規約の一部を変更する規約について
昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第三号）
昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第三号）
昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）
昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）
リクルート疑惑の全容説明を求める陳情書

日野五 議案第七十八号
日野四 議案第七十九号
日野三 議案第八十号
日野二 議案第八十一号
日野一 議案第八十二号
日野 議案第八十三号
日野 議案第八十四号
日野 議案第八十五号
日野 議案第八十六号
日野 議案第八十七号
日野 議案第八十八号
日野 議案第八十九号
日野 議案第九十号
日野 議案第九十一号
日野 議案第九十二号
日野 議案第九十三号
日野 議案第九十四号
日野 議案第九十五号
日野 議案第九十六号
日野 議案第九十七号
日野 議案第九十八号
日野 議案第九十九号
日野 議案第一百号

昭和六十三年四月四日 福生市議会定例会（第二日目）
開議日時 十二月八日（木）午前十時

午前十時 開議

○議長（村尾栄次君） ただいまから昭和六十三年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。
（須崎議会議務局長報告）

一、陳情書の受理について（別添参照）

二、昭和六十三年十月分例月出納検査の結果について（報告）（別添参照）

○議長（村尾栄次君） 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日本会議終了後に開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして報告いたします。

まず日程でございますが、昨日残りました一般質問を冒頭に組みまして、そのほかは昨日と同じ順序とし、また新たに提出されました陳情一件を本日の日程に追加し、その順序につきましてはお手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

次に、新たに提出されました陳情一件につきましては、お手元に御配付の付託表のとおり、所管の委員会へ付託し、審査願うことといたしました。

以上のように議会運営委員会といたしましては決定いたしましたので、御報告申し上げます。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一、初日に引き続き一般質問を行います。まず、十二番原 敏子君。

○十二番(原 敏子君) それでは一般質問をさせていただきます。
まず初めに、老人福祉施策についてです。

私は、定例会のたびに老人福祉施策について一般質問を行っています。今回は、老人福祉施策の中の老人世帯に関する施策の充実について質問をいたします。

今日の日本では、世界に例を見ないほどの高齢化社会へと進んでいることは、皆さん御承知のことと思います。福生市でも例外でなく、年々高齢化が進んでいます。高齢化が進む中で、お年寄りの一人暮らしがふえ、またお年寄りだけの世帯がふえています。一人暮らしのお年寄りやお年寄り世帯の皆さんは、年金で生計を立てています。また、経済的な問題に加えて、精神的にも不安を感じながら暮らしているお年寄りが多くなっています。こういうお年寄りの皆さんが安心して暮らせるよう、老人福祉の充実が求められています。

東京都の福祉局で発行しています老人福祉施策市町村単独事業一覧によりますと、福生市の老人福祉施策はまだまだ遅れていると言わざるを得ません。現在福生市で行っている一人暮らし老人、老人世帯への福祉施策は、主に一人暮らし老人の施策となっています。また、老人福祉を充実するために欠かすことができない老人の実態調査も行われている状況です。そのため、老人世帯の数も不明という状態であります。このようなことで、真の老人福祉ができるのでしょうか。高齢化社会が進む今こそ、老人福祉の充実が必要となっています。福生市に長年暮らし、その生涯を福生市とともに過ごして来られたお年寄りに、温かい施策を実施すべきではないでしょうか。

具体的な施策についてお尋ねいたします。まず一点、老人入院見舞金制度の実施について、検討することになっていますが、その後の経過をお尋ねいたします。二点目に、現在実施しています施策について、対象者の枠の拡大など施策の充実を施す考えがあるかどうか、お尋ねいたします。三点目に、新規事業についてお尋ねいたします。老人の住宅対策について、民間アパートの借り上げや家賃の補助など実施する考えがあるかどうかお尋ねいたします。四点目に、他市町村で実施している施策などで、今後福生市で実施しようと考えているものがあるかどうか、お尋ねいたします。私は、これまで社会に貢献されたお年寄りに対し、これらの施策の充実が当然であると考えています。市長のこれら老人福祉についての見解を質問いたします。

二つ目に、障害者施策について、れんげ作業所の運営についてお尋ねいたします。

障害者の皆さんが安心して長期に働ける唯一の場所は、現在ではれんげ作業所しかありません。このれんげ作業所は、定員が十五名となっています。現在の登録人数は定員いっぱい十五名です。来年度、六十四年度は二名の入所希望者がいると聞いています。六十二年度の事務報告書では、開所日数二百九十日、通所人数三千五百七十九名、通所人数の一日平均は十二・三名であり、年間を通じて十五名の登録者があったとなっています。これを見ましても、来年度入所希望者はどうなるだろうかと考えてしまいます。この作業所で働く人たちは、退所することは少ないと聞いていますので、これから先どうなるかと、関係者の方々の不安は当然のものであります。早い時期に定員をふやしてほしいという要求があります。今後、れんげ作業所の入所希望者についてどのように考えているかお尋ねいたします。

次に、保育行政についてです。今後の保育所運営の見通しと、保育料についてお尋ねいたします。

子供の数が減少していく中で、保育所の運営について先行き不安があるという声を聞くことがあります。そういう事情のためか、弥生保育園では定員百二十名を百名にしました。定員を少なくするほど、子供の数が減ったのでしょいか。もしもそうであるなら、保育園に入所を希望する家庭の子供たちはすべて入所できることになりましたが、現実には未措置児がいるのです。六十二年度事務報告書を見ましても、保育所の定員よりも措置されている子供の数が少なくなっています。ですから、数字の上では六十二年十一月には四十二人ほど定員にゆとりがありますので、入所を希望すればあと四十二人の子供たちは保育園に入れることになります。しかし、現実にはやはり措置されない子供たち、保育園に入れない子供たちがいるのです。なぜこういう矛盾が起きるかと言いますと、子供たちの年齢別で保育所の定員が決められており、それにあわせて保母さんの数が決められているからです。ですから、幾ら定員が空いていても保育所に入れない子供たちが出てきます。

皆さん御承知のように、保育所とは児童福祉法に定められた施設です。児童福祉法第二十四条では、保育所への入所の措置が明記されています。市町村長は、保護者の労働、または疾病等の理由により保育に欠ける子供を保育しなければならぬとしています。この児童福祉法を解釈しますと、保育に欠ける子供がいるときは、いついかなる場合でも、市長は保育所へ措置をしなければならないというものです。これは年間を通して、保育所とは必要なときにすぐ措置できる体制をつくっておかなければならないということです。しかし、現実の保育行政は、このような体制と